

「男性器ある女性」を 出現させないで下さい！



女性スペースを守る諸団体と有志の連絡会
2023.8.10

(性同一性障害特例法を守る会、女性スペースを守る会、平等社会実現の会、白百合の会、性別不合当事者の会、性暴力被害者の会、No! セルフ ID 女性の人権と安全を求める会及び有志)

最高裁判所にあつては、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の「性別適合手術の要件」につき違憲判決を下さないよう求め、各政党にあつては、この要件を外す法案を提出しないように求めます。

提出先：最高裁判所戸倉三郎長官 & 各国政政党代表

特例法の手術要件について、違憲と判断して効力を失わせたりこれを外す法改正をして、「男性器ある女性」を出現させないで下さい！

2023年9月27日、

最高裁大法廷は、性別適合手術をしていない男性の「戸籍上の性別の変更」について弁論を開き、その上で「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の手術要件が憲法に違反するかどうかの判断をします。

原告はこれを違憲だと主張し、その論者らは法的な性別を変えるのに手術をしなければならないのは酷だ、「断種手術だ」といいます。

事案は、性同一性障害と診断されている男性で、高額の手術費や後遺症への不安から、精巣の摘出手術さえ受けていないということです。

一朝日新聞 6月27日

<https://www.asahi.com/articles/ASR6W3JM2R6RUTIL02Q.html>

しかし、特例法は、

身体違和が耐えがたい性同一性障害の人のうち、性別適合手術を終えた人が生きやすくするための法律です。

法的性別を変更したいから手術をするのではなく、望んで受けた後に生活のために戸籍の性別も変えるのです。

過去、知的障害者にされた「断種手術」とはまったく違います。

法的な性別を変更した当事者は、「手術要件があるからこそ社会から信頼される根拠になっている」と実感し、かつ公に主張しています。

違憲の余地はありません。

万一、

特例法の手術要件が違憲と判断されると、男性器があるままの法的女性が現れます。

性別が変わった後に「生物学的には父となる女性」「生物学的には母となる男性、出産する男性」もあることにもなります。

法的女性となれば、女子トイレはもちろん女湯などあらゆる女性スペースに男性器のあるまま入れる権利があることになります。

手術要件をなくしてしまった諸外国と同様に、社会的に大きな混乱が起きることは明白です。

法を改正することは不適切です。

よって、

最高裁判所にあつては、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の「性別適合手術の要件」につき違憲判決を下さないよう求め、各政党にあつては、この要件を外す法案を提出しないように求めます。

オンラインで署名できます

■ Voice (オンライン署名サイト)

【最高裁判所にあつては、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の「性別適合手術の要件」につき違憲判決を下さないよう求め、各政党にあつては、この要件を外す法案を提出しないように求めます】

<https://voice.charity/events/534>



特例法から「手術要件」をなくさないで！ 全国署名活動

提出先：最高裁判所長官、各国政政党代表

最高裁判所戸倉三郎長官 殿

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の「性別適合手術の要件」につき違憲判決を下さないよう求めます

各国政政党代表 殿

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の「性別適合手術の要件」を外す法案を提出しないよう求めます

**第1次集約は2023年9月25日とします。
ネット署名の外、ファックスや郵送でもお寄せください。**

郵送などの場合の送付先

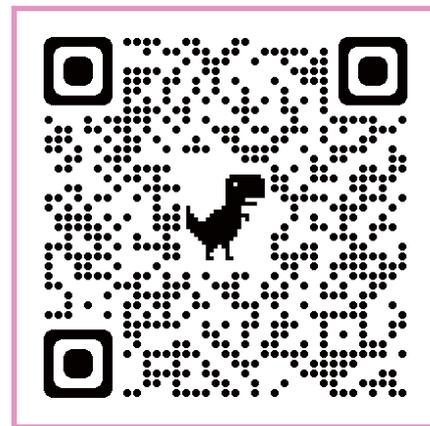
ネット署名はこちらから

宛先 女性スペースを守る諸団体と有志の連絡会

Mail voice-send@gid-tokurei.jp

FAX 046-263-0375

郵送 〒242-0021
神奈川県大和市中央2-1-15-5階
大和法律事務所内



氏名	住所 (県名、市区町村まで)	コメント